

## 平成31年度社会福祉法人草津町社会福祉協議会事業計画

少子高齢化と人口減少が進み、地域や家庭においても人と人とのつながりが希薄になっている状況のなか、一人暮らし高齢者の増加や解決が難しい福祉課題や生活課題も継続して発生しており、様々なかたちで生活に困窮している町民の支援は急務となっています。

国においても社会保障の継続確保が重要な課題となっており、今後において各種福祉制度の見直しが図られ、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築、更に従来の方針別縦割りのシステムでは受け止めきれない課題等を地域の多様な関係者によって丸ごと受け止めて解決していく、「我が事丸ごと地域共生社会」の実現に向け、地域住民主体による包括的な総合支援体制の整備を進めています。

また、自然災害においては、昨年も大阪北部地震、北海道胆振東部地震及び7月の豪雨災害等各地で甚大な被害をもたらしました。

草津町においても想定外の本白根山の噴火がありました。それを受けて社会福祉協議会として、災害時の対応等をまとめた（BCP：被災時における事業継続計画）の作成に取り組み、31年度の完成を目指します。そして、更なる地域福祉の推進をはじめ、福祉人材の確保養成、福祉の充実・発展に寄与することを使命として、良質な福祉サービスの実施とともに多様化・複雑化する生活課題、福祉需要への積極的な対応を行ってまいります。

町民が住みなれた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現と地域福祉の推進のため、草津町社会福祉協議会は次の方針を持って活動に当たります。

### 草津町社会福祉協議会活動方針

- 1、地域住民による地域福祉活動の活性化促進
- 2、包括的な支援体制の整備
- 3、ボランティア・市民活動の充実
- 4、福祉教育の充実
- 5、災害時における事業継続と活動支援体制の構築
- 6、福祉サービスの向上
- 7、障害者福祉施策への取り組み
- 8、組織基盤と財政・経営の強化
- 9、地域における生活支援体制の強化

## 活動方針の概要

1、地域住民による地域福祉活動の活性化促進	地域住民の参加と協力により推進されるふれあい・いきいきサロンの活動を広め、孤立防止や見守りを推進し、誰もが安心して住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう助け合い活動につなげます。
2、包括的な支援体制の整備	地域包括ケアシステムの推進に伴う生活支援体制整備事業の協議体を推進し、地域住民主体による包括的な総合支援体制を整備する事により「我が事丸ごと地域共生社会」の実現を図ります。
3、ボランティア・市民活動の拡充	ボランティア支援と活動の連携強化のため、ボランティア団体の活動をホームページや広報等を活用し、町民参加のきっかけを提供し、地域福祉推進のパートナーシップを図っていきます。
4、福祉教育の推進と充実	福祉教育の推進と充実のため、学童、生徒の体験学習の機会を通じて社会福祉の理解と関心を高め、日常生活の中での相互扶助の精神を養うとともに講演等を行う事により地域に広がりのある福祉教育の推進に努めます。
5、災害時における事業継続と活動支援体制の構築	災害発生時における社会福祉協議会としての役割を自覚し、災害時の円滑な支援活動に向けての職員の意識向上を図り、災害ボランティアセンター等に備えるための研修や事業の継続を始め迅速な対応が出来るよう、必要な組織づくりを推進します。

<p>6、福祉サービスの向上</p>	<p>介護保険制度の改正による苦しい財政の中、事業者としての責任と社会福祉法人としての役割を再認識し、利用者のためのサービスを図り、社協として出来得る独自のサービスに努めます。</p> <p>また、障害者サービスも含め資質の向上のために、各種研修等へ参加し、サービスに対応出来るよう体制整備に努めていきます。</p> <p>高齢者サロンの「いきいきプラザ」と子育てひろば「すくすく」の複合サロンについては、交流と生きがいを持ち、利用者のニーズに応えた子育て支援と高齢者の健康推進に努めます。</p>
<p>7、障害者福祉施策への取り組み</p>	<p>障害者の生活機能強化のため、障害福祉に関する情報を提供して障害者団体への可能な限りの援助を行っていきます。</p> <p>また、障害者総合支援法による障害者サービスの資質の向上のために、各種研修等へ参加し、サービスに対応出来るよう体制整備に努めていきます。</p>
<p>8、組織基盤と財政・経営の強化</p>	<p>高い公益性が求められる社会福祉法人として、組織のガバナンス強化や事業の透明性、財務規律の強化に向けた取り組みを行っていきます。</p> <p>また、社協職員の専門性の向上と福祉団体への相談支援体制を充実させ、資金面や事業の側面支援、活動支援を行う中で連携・協働による地域福祉活動の充実強化を行います。</p>
<p>9、地域における生活支援体制の強化</p>	<p>判断能力が不十分な人々が地域で安心して暮らしていける権利擁護の支援として、日常生活自立支援事業の実施や生活困窮者の相談支援、生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の実施を行っていきます。</p> <p>基幹社協としての日常生活自立支援事業は、国庫補助減額に合わせて見直しが求められていますが、今後において、権利擁護の観点からも成年後見制度も含めて関係機関と検討していきます。</p>